

# 平成24年度 熊本市中小企業融資制度のご案内

## 〈申込みができる方〉

- 1 中小企業者であること
- 2 熊本市内に1年以上居住していること（一部例外あり）
- 3 同一事業を1年以上継続して営んでいること（一部例外あり）  
（営業に際し許認可等を必要とする業種を営む場合は、上記に加え許認可等の取得日から起算し、1年以上経過していること）
- 4 定められた市税を納めていること  
（納税がない場合は、非課税措置又は免税措置を受けていること）
- 5 熊本県信用保証協会の保証対象業種であること

※下記の方は申込みができません

- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方
- ・信用保証協会の代位弁済となっている方及びその連帯保証人の方
- ・最近2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けた方

# 【熊本市の中小企業融資制度】

平成24年4月1日現在

| こんなとき   | 制度名          | 責任共有制 | 融資対象者  | 資金使途                            | 融資限度額                                 | 融資期間及び利率  | 保証料率   | 連帯保証人  | 返済方法  | 相談窓口   | 取扱金融機関   |
|---|--------------|-------|--|---------------------------------|---------------------------------------|---|--|--|---|--|--|
| 運転資金や設備資金が必要なとき   | 小口資金         | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</li> <li>従業員20人以下であること</li> </ul>   | 運転資金<br>設備資金                    | 1,000万円以内                             | 30か月 固定 年2.20%以内<br>45か月 固定 年2.30%以内<br>60か月 固定 年2.40%以内<br>(据置 6か月以内)            | 年0.45%～1.25%<br>保証料補給 2分の1又は152,000円のいずれか低い額 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要<br><br>ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く                                       | 元金均等月賦返済  | 取扱金融機関<br>肥後銀行<br>熊本ファミリー銀行<br>熊本信用金庫<br>熊本第一信用金庫<br>熊本中央信用金庫<br>熊本県信用組合 |  |
|   | 経営向上小口資金     | 対象外   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</li> <li>従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること</li> <li>この融資と既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円の範囲内であること</li> </ul>  | 運転資金<br>設備資金                    | 1,000万円以内                             | 3年以内 固定 年1.80%以内<br>4年以内 固定 年1.90%以内<br>5年以内 固定 年2.00%以内<br>(据置 6か月以内)            | 年0.5%～2.20%<br>保証料補給 全額<br>(平成25年3月末日実行分まで)  |  | 一括又は分割返済  |  |  |
|   | 経営安定資金       | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合</li> </ul>  | 運転資金<br>設備資金                    | 3,000万円以内<br>1組合<br>4,000万円以内         | 3年以内 固定 年2.30%以内<br>5年以内 固定 年2.40%以内<br>7年以内 固定 年2.50%以内<br>(据置 6か月以内)            | 年0.25%～1.70%                                 |  |   |  |  |
| 新規開業や転業・多角化によって事業を始めるとき                                     | 創業サポート資金     | 対象外   | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規開業(開業後1年未満の者を含む)</li> <li>①市内に1年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者(2月以内に新たに会社を設立する者)</li> <li>②市内に3か月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験が無く、1月以内に新たに事業を開始する者(2月以内に新たに会社を設立する者)(学生については、学校の推薦を受けた者)</li> </ul>  | 運転資金<br>設備資金                    | ①1,000万円以内<br>②500万円以内                | 7年以内 固定 年2.00%以内<br>(据置 1年以内)   | 年0.70%<br>保証料補給 2分の1又は222,000円のいずれか低い額       | 元金均等月賦返済   | 取扱金融機関<br>肥後銀行<br>熊本ファミリー銀行<br>熊本信用金庫<br>熊本第一信用金庫<br>熊本中央信用金庫 |  |  |
|   |              | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>転業・多角化</li> <li>市内に1年以上居住し、かつ市内において同一事業を3年以上継続して営んでいる者<br/>転業・多角化前であること</li> </ul>  | 運転資金<br>設備資金                    | 1,000万円以内                             | 7年以内 固定 年2.20%以内<br>(据置 1年以内)   | 年0.25%～1.70%<br>保証料補給 2分の1又は222,000円のいずれか低い額 |  |   |  |  |
| 短期資金が必要なとき  | 短期資金         | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に6か月以上居住し、かつ同一事業を6か月以上経営している中小企業者</li> </ul>  | 運転資金<br>設備資金                    | 500万円以内                               | 保証付の場合<br>1年以内 固定 年2.15%以内<br>保証付でない場合<br>1年以内 固定 年2.30%以内                        | 保証付の場合は<br>年0.25%～1.70%                      | 保証付の場合<br>原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要<br>ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く<br>保証付でない場合<br>取扱金融機関の定めるところとする | 一括又は分割返済  | ビジネス支援センター   | 取扱金融機関<br>肥後銀行<br>熊本ファミリー銀行<br>熊本信用金庫<br>熊本第一信用金庫<br>熊本中央信用金庫<br>九州幸銀信用組合<br>熊本県信用組合<br>商工組合中央金庫 |
| 大型店の進出・撤退で影響があったとき<br>倒産企業に対し回収が難しい債権があるとき<br>災害により被害を受けたとき | 経営安定特例資金     | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6か月以上)経営している中小企業者</li> <li>①大規模小売店(床面積1000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの</li> <li>②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの</li> <li>③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者</li> <li>④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの</li> <li>*上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。(内容により即日交付する場合もあります。)</li> </ul> | 運転資金<br>設備資金<br>(①④については設備資金のみ) | 1,500万円以内                             | 7年以内 固定 年2.20%以内<br>(据置 1年以内)   | 年0.25%～1.70%                                 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要<br><br>ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く                                       | 元金均等月賦返済  | 取扱金融機関<br>熊本商工会議所<br>市内各商工会  | 取扱金融機関<br>肥後銀行<br>熊本ファミリー銀行<br>熊本信用金庫<br>熊本第一信用金庫<br>熊本中央信用金庫                                    |
| 経済環境の変動で事業活動に支障があるとき  | 経済環境変動対策資金   | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</li> <li>①申込み時点の前期(年)の売上高が前々期(年)に比べ3%以上減少、又は申込み以前1年以内のいずれかの連続した3か月の平均売上高が前年同期比3%以上減少している者。(平成25年3月末日実行分まで)</li> <li>②申込み時点の前期(年)の売上総利益もしくは営業利益が、前々期(年)に比べ3%以上減少、又は申込み以前1年以内のいずれかの連続した3か月の平均売上総利益もしくは平均営業利益が前年同期比3%以上減少している者。(平成25年3月末日実行分まで)</li> </ul>   | 運転資金                            | 1,500万円以内<br>(平成25年3月末日融資実行分まで)       | 7年以内 固定 年1.95%以内<br>(据置 6か月以内)  | 年0.25%～1.70%<br>保証料補給 全額<br>(平成25年3月末日実行分まで) |  |   |  |  |
| 公害防止施設の設置や改善が必要なとき  | 公害防止施設資金     | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</li> <li>公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設</li> </ul>  | 設備資金                            | 800万円以内                               | 7年以内 固定 年2.40%以内<br>(据置 6か月以内)<br>利子補給 全額   | 年0.69%<br>保証料補給 全額                           |  |   |  |  |
| 地下水使用の合理化を図る施設・設備の設置や改善を行うとき                                | 地下水使用合理化設備資金 | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</li> <li>地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備</li> </ul>  | 設備資金                            | 1,000万円以内                             | 3年以内 固定 年2.20%以内<br>5年以内 固定 年2.30%以内<br>7年以内 固定 年2.40%以内<br>(据置 6か月以内)<br>利子補給 全額 | 年0.25%～1.70%<br>保証料補給 全額又は443,000円のいずれか低い額   |  |   |  |  |
| 新エネルギー・省エネルギー等設備導入のとき                                       | 新エネルギー設備等資金  | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</li> <li>環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等</li> <li>①太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備</li> <li>②高効率空調機、高効率給湯機、LED照明などの省エネルギー設備</li> <li>③電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の4種類の自動車</li> <li>*上記3項目については、融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。(内容により即日交付する場合もあります。)</li> </ul>   | 設備資金                            | 1,000万円以内                             | 10年以内 固定 年1.90%以内<br>(据置 1年以内)  | 年0.45%～1.90%<br>保証料補給 2分の1                   |  |   |  |  |
| 協同組合などで事業の高度化や近代化を行うとき                                      | 高度化資金        | 対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業協同組合・商店街振興組合・生活衛生同業組合等、及びその組合員</li> </ul>   | 運転資金<br>設備資金                    | 1組合<br>8,000万円以内<br>1組合員<br>2,000万円以内 | 8年以内 固定 年2.60%以内  | 保証付の場合は<br>年0.45%～1.90%                      | 取扱金融機関の定めるところとする   | ビジネス支援センター<br>取扱金融機関  | 取扱金融機関<br>肥後銀行<br>熊本ファミリー銀行<br>商工組合中央金庫                                  |  |

中小企業者のための融資制度です お気軽に「ご相談ください」

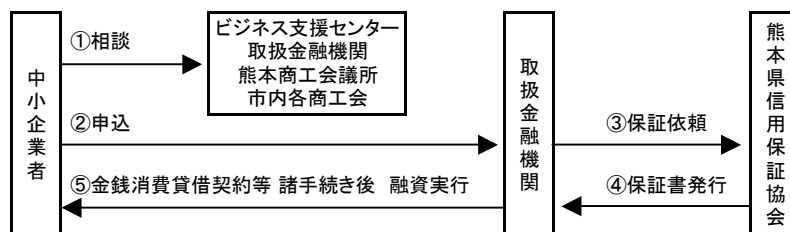
熊本市

## 制度融資のしくみ

この融資は、熊本市が熊本県信用保証協会と金融機関の協力を得て実施しているもので、金融機関が本市の定める条件に沿って保証協会の信用保証を付けて融資を行います。

信用保証協会とは、中小企業の方が金融機関から貸付等を受けるときに、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者の方に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

### < 相談・申込から融資実行まで >



## ■ 中小企業信用保険法における中小企業の定義

中小企業者とは、次の資本金又は従業員数のいずれかに該当している方です。

### 1 法人事業所・個人事業所

| 業種                      | 資本金<br>(出資総額) | 従業員数<br>(常時雇用) |
|-------------------------|---------------|----------------|
| 製造・運送・建設業等<br>(下記以外のもの) | 3億円以下         | 300人以下         |
| 卸売業                     | 1億円以下         | 100人以下         |
| 小売業・飲食業                 | 5千万円以下        | 50人以下          |
| サービス業                   | 5千万円以下        | 100人以下         |
| ソフトウェア業<br>情報処理サービス業    | 3億円以下         | 300人以下         |
| 旅館業                     | 5千万円以下        | 200人以下         |

### 2 医業

| 区分 | 従業員数<br>(常時雇用) |
|----|----------------|
| 法人 | 300人以下         |
| 個人 | 100人以下         |

### 3 組合

中小企業信用保険法の要件を満たす組合も対象となります。

\* ゴム製造業(一部業種を除く)は従業員 900人以下

## ■ 熊本市中小企業融資制度の詳細については下記の機関にご相談ください。

ビジネス支援センター (TEL 355-7402 FAX 355-7412) 〒860-0047 熊本市西区春日1丁目14-1 くまもと森都心プラザ4F

当センターは、中小企業者や創業を志す方を支援する新たな拠点として、経営上の問題や創業に向けた課題解決のための専門家による相談・アドバイスや熊本市の融資制度等に関する相談・説明を行うとともに、中小企業の人材育成支援やビジネス情報の発信など幅広いサービスを提供します。

熊本商工会議所中小企業相談部 (TEL354-6688 FAX326-8343)

熊本市天明商工会 (TEL223-2022 FAX223-0205)

熊本市託麻商工会 (TEL380-0014 FAX380-0246)

熊本市富合商工会 (TEL358-2521 FAX358-7191)

熊本市北部商工会 (TEL245-0127 FAX 245-0197)

植木町商工会 (TEL272-0236 FAX273-3243)

熊本市河内商工会 (TEL276-0342 FAX276-1408)

城南町商工会 (TEL0964-28-2317 FAX0964-28-3497)

熊本市飽田商工会 (TEL227-0852 FAX227-0852)

熊本県信用保証協会 (TEL375-2000 FAX 375-2001)

### 熊本市産業政策課 金融支援班

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所本庁 8F TEL 328-2375 FAX 324-7004